

# IV その他

## 1. 市街地整備施策のあり方について —社会資本整備審議会答申—

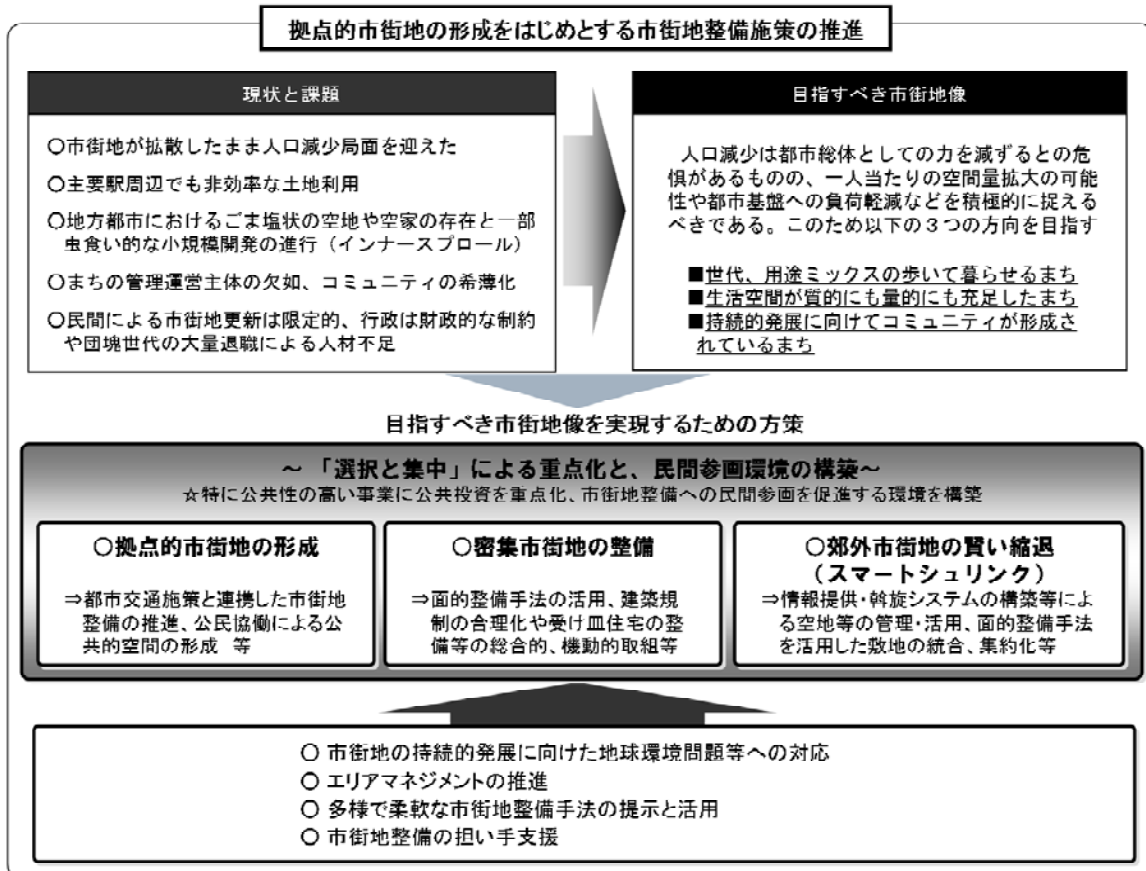
平成17年6月30日に国土交通大臣より社会資本整備審議会に対して「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。」についての諮問がなされた。

その中の具体的な検討課題の一つである「持続可能な都市を構築するための都市・生活インフラの整備の推進方策」のうち、都市交通や市街地整備のあり方と整備推進方策を専門的に検討するため、都市計画部会に都市交通・市街地整備小委員会が設置され、平成19年7月20日に社会資本整備審議会議長より国土交通大臣に答申された。

### 答申のポイント

当該答申においては、拡散型都市構造を放置した場合に発生すると考えられる ①公共交通の維持が困難 ②超高齢社会の移動問題 ③環境への不可の高まり ④中心市街地の一層の衰退 ⑤都市財政の圧迫といった諸問題を解決または回避し、持続可能な都市を実現するためには、我が国の都市を集約型都市構造へ再編することが不可欠であるとし、その実現に向けて、総合交通戦略に代表される都市交通施策と拠点的市街地の整備を推進する市街地整備施策との総力戦で臨むべきこと等を提示している。

このうち、市街地整備施策に関するポイントは以下の通りである。



〔 エリアマネジメント…事業の初期段階から事業完了後に至るまでの市街地の一元的な維持・管理  
 スマートシュリンク…郊外市街地等における急激な密度低下による著しい生活環境の悪化を防ぐための市街地整備手法による敷地の統合・集約化、情報提供・斡旋等による空地の適切な管理・活用 〕

◎多様で柔軟な区画整理手法の提示と活用

◆既成概念にとられない区画整理手法の運用～柔らかい土地区画整理事業～

区画整理手法は、新市街地での事業実績をもとに既成概念化しているなど、事業の積み重ねの中で画一的な運用が行われてきた側面がある。これに対し、これまで敷地整序型土地区画整理事業※として技術的基準等の弾力化を行ってきたところであるが、今後も、既成市街地において区画整理手法を幅広く活用していくためには、既成概念にとられない柔軟な運用が求められる。

【区画整理における既成概念】

- 区画整理は減歩を行うもの
- 道路に囲まれるなど一定・一体の施行地区が必要
- 土地評価は路線価で決めるもの
- 照応の原則により現位置換地が基本

【これからの区画整理】

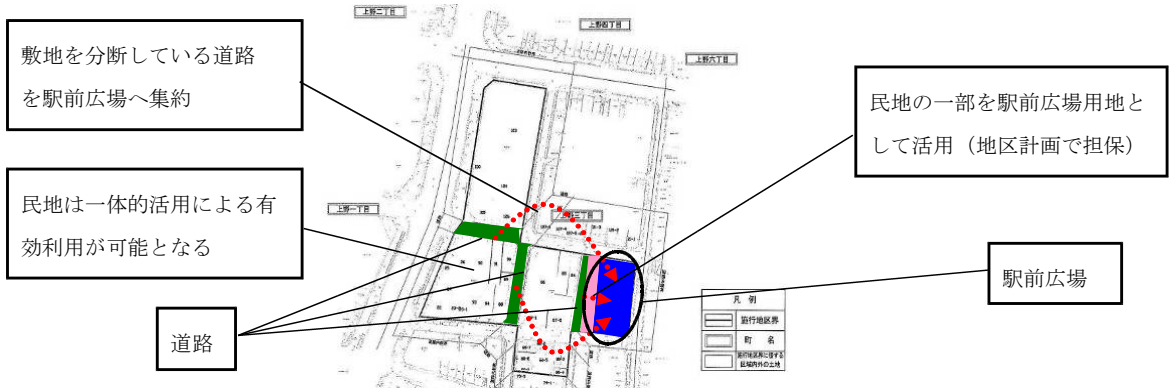
- 大規模・長期間・公共主導から小規模・短期間・民間主導へ
- 土地の交換分合と上物整備との同時計画・連携
- 現位置換地と減歩に頼る区画整理からの転換
- 柔軟な区域設定

※敷地整序型土地区画整理事業

道路の付け替え等を公共施設整備として取り扱うなど、技術基準を弾力的に運用し、相互に入り込んだ少数の敷地を対象として換地手法によりこれら敷地の整序を図る土地区画整理事業。

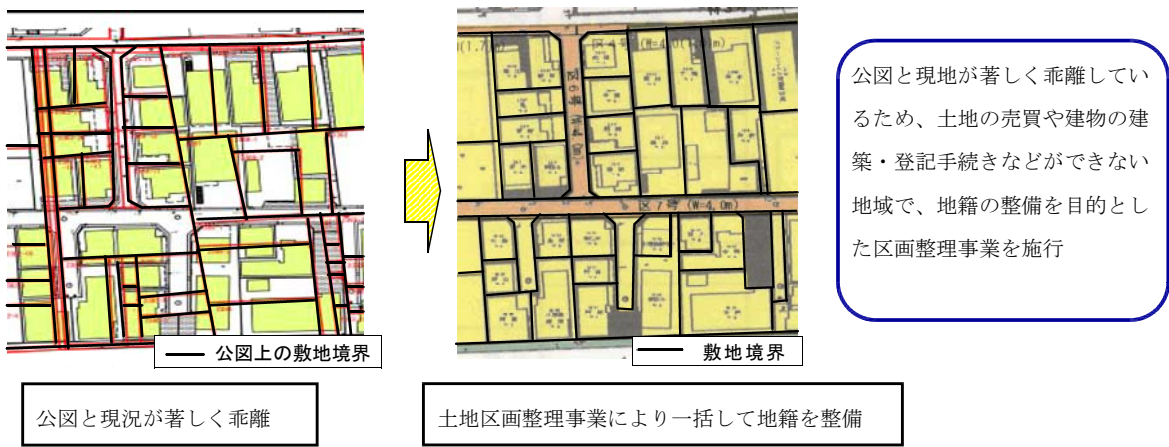
【運用事例：減歩をしない区画整理】

公共施設の集約化と街区再編を行う事業等では、公共減歩のない事業実施も可能



◆土地区画整理事業による地籍整備の推進

公図と現況が大きく異なる地区においては、敷地境界が確認できず、建築行為や公共施設の整備もできない状況が生じている。このような状況を改善するため、区画整理手法を活用し、現況に合わせて換地処分を行うなど、地籍を整備する取組も考えられる。



## 2. 組合施行による土地区画整理事業の経営健全化

組合による土地区画整理事業は、多くの場合、資金収入の大部分を保留地処分金に依存する事業であることから、近年の社会経済の停滞や地価の下落により大きな影響を受けている。一部の組合では、その運営について大変厳しい局面を迎えており、資金計画の健全化を図ることが急務である。

市街地整備課としては、こうした問題に対し、組合経営の健全化に向けた対応方を技術的助言として広く提示するとともに、補助金等の弾力的運用を図っているところである。

### (1) 経営健全化に向けた技術的助言

組合経営の健全化を図るためには、組合自らの自助努力により、各種方を機動的に導入することが必須である。しかし、事業の進捗状況により、取り得る方は異なり、特に事業が進捗するほどその方は限定されることから、現在及び将来の経営状況を的確に把握し、できるだけ早期に対応を図る必要がある。さらに、組合のみならず認可権者である地方公共団体を含めた関係者の取組も大変重要となってくる。

このため、国として組合経営の健全化に向けた対応方として、以下に記す内容について実施の際の留意事項を取りまとめ、技術的助言として平成18年6月28日付けで地方公共団体に周知したところである。

#### 技術的助言の内容

| 項目                 | 具体的内容  |
|--------------------|--|
| 1) 組合経営の現状把握       | ・財務状況の精査、情報の開示、組合員の状況把握  |
| 2) 支出の削減に係る方策      | ・施行地区の見直し、公共施設の規模や形状の見直し、造成計画の見直し<br>・公共施設等の仕様やグレードの見直し、その他工事費削減上の工夫<br>・換地設計の工夫による建物移転の抑制、他事行との同時施行 |
| 3) 保留地処分方策の見直し     | ・保留地設定方法の工夫、保留地処分を優先させるための工夫<br>・保留地管理法人の活用<br>・保留地の販売方法の工夫、保留地処分計画に合わせた工事計画                         |
| 4) 組合による収入確保方策     | ・再減歩、賦課金   |
| 5) 関係機関との協議支援に係る方策 | ・地方公共団体による支援<br>・債権者による支援（債務処理方策）<br>・事業の引継ぎ   |
| 6) 国等の支援措置の活用      | ・各種助成制度、無利子貸付金制度   |

### (2) 補助金等の弾力的運用

組合の自助努力を前提に、無利子貸付金の活用や、通常補助対象とならない区画道路も対象とするなど地方道路整備臨時交付金の運用改善等により、組合経営の支援をしているところである。

## 地籍整備の推進に大きく貢献する区画整理

都市再生本部（平成15年6月26日会合）において「民活と各省連携による地籍整備の推進」が報告され、「全国の都市部における登記所備付地区の整備事業の強力な推進」として「5年で都市部の約5割を実施、10年で概成」とする目標が掲げられた。土地の境界、面積等の地籍の整備を行うことは、土地取引の流動化に資するだけでなく、公共事業の期間短縮や費用軽減に非常に有効であり都市再生の推進に不可欠だが、都市部の地籍調査の進捗は19%と低い状況にある。

一方、土地区画整理事業は、都市部における市街地環境の整備改善に重要な役割を担っているだけでなく、測量成果に対する国土調査法第19条第5項の指定（以下「19条5項指定」という。）を通じて、事業の施行にあわせた地籍整備の推進に大きく貢献してきたところでもある。（D I D内で地籍が整備される面積が年平均4,000haであるのに対し、18年度に区画整理の測量成果が19条5項指定を受けた面積は2,611ha。）

このようなことから、地籍整備の推進という面においても区画整理は重要な役割を担っており、区画整理事業の測量成果について、国土調査法第19条5項の規定に基づき、国土調査の成果と同一の効果があるものとしての指定を積極的にうけるべきである。

<関連通知>

- ・土地区画整理事業運用指針 IV-1. ⑤（平成13年12月26日付都市・地域整備局長通知）
- ・手続き改正等に係る通知（平成15年4月8日付市街地整備課長通知）

## 土地区画整理士について

### （1）土地区画整理士制度の概要

土地区画整理士制度は、仮換地の指定及び換地処分 of 適正な実施その他土地区画整理事業の円滑な施行が進められるよう、換地計画に関する専門的技術者の養成確保を図ることを目的とする資格制度である。

土地区画整理士の資格は、国土交通大臣が土地区画整理法に基づいて実施する技術検定に合格した者に与えられる。制度創設（昭和58年度）から現在（平成18年度）までの間に、全国で累計11,731人の土地区画整理士が誕生しており、その専門的知識と技術を活かし、事業実施の各場面で指導的役割を果たしている。

### （2）今後、特に活躍が期待される分野

- ・権利関係の輻輳する既成市街地における円滑な事業の推進
- ・基礎的知識のないことが一般的である地権者が実施する組合施行などの民間による事業の管理

#### 【土地区画整理士技術検定の実施概要】

- ①検定実施時期：年1回（9月上旬）
- ②申込受付期間：5月上旬から中旬
- ③検定地：仙台、東京、名古屋、大阪、福岡
- ④試験科目：学科試験（択一式）  
土地区画整理事業総論、土地評価、換地計画、法規  
実地試験（記述式）  
換地設計、実務経験（必須）  
事業計画、移転補償、法規（3問中1問選択）
- ⑤検定実施機関：（財）全国建設研修センター  
TEL 03-3581-0139（区画整理試験課）  
ホームページ <http://www.jctc.jp/>

### （3）土地区画整理士の活用に関する情報提供について

（社）全日本土地区画整理士会（平成19年3月現在 正会員数1,671名）では、区画整理の専門家を必要とする団体に対し、人材募集コーナーを設けること等により、会員の土地区画整理士等に関する情報提供を行っている。

- 【連絡先】（社）全日本土地区画整理士会  
TEL 03-3262-2600  
ホームページ <http://www.lrex.or.jp/>

### **3. 事業評価**

土地区画整理事業の事業評価は、平成13年7月に定められた「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「国土交通省所管公共事業の新規採択時評価実施要領」に基づき行われているところである。事業評価を通じて、事業の効率性及び透明性の一層の向上を図るとともに、より正確な評価が行えるよう評価手法についても充実を図っていく。

#### **(1) 新規事業採択時評価**

国が新規事業採択時に費用対効果分析を含め、総合的な評価を実施するもの。

##### **1) 新規採択箇所の考え方**

費用対効果分析による投資効果に加えて、客観的評価指標（案）により、中心市街地の活性化等施策目的における事業の効果や必要性を明確化したうえで、予算枠、完了箇所数等の諸要素を総合的に評価して決定する。

##### **2) 客観的評価指標（案）の特徴**

中心市街地活性化、防災対策等の施策目的を表す評価項目を設定し、当該事業がその評価項目を満たしているかを確認する。

#### **(2) 再評価**

補助事業者が事業採択後一定期間を経過した後も未着工の事業、事業採択後長期間が経過した事業等の再評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、継続が適当と認められない場合には事業を中止することとするもの。

##### **1) 対象事業**

国庫補助に係る土地区画整理事業で、以下のいずれかに該当する事業

- ・ 事業採択後5年間が経過した時点で未着工の事業
- ・ 事業採択後10年間が経過した時点で継続中の事業

（事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業については、予備的な検討を行い、再評価の実施の必要性を判断する。ただし、予定事業実施期間が5年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、再評価を実施する。）

- ・ 再評価実施後5年間が経過している事業
- ・ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

## 2) 評価を実施する主体

- ・公共団体等区画整理補助事業等直接補助に係る補助事業については、都道府県若しくは市町村等又は独立行政法人都市再生機構が実施する。また、組合等土地区画整理補助事業等間接補助に係る補助事業については、補助事業者である都道府県若しくは指定都市が実施する。

## 3) 評価に当たっての視点

- ・事業の必要性
- ・事業の進捗の見込み
- ・コスト縮減や代替案立案等の可能性
- ・事業の資金計画

### (3) 費用対効果分析 (B/C) の特徴

#### 1) 社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定) 補助事業 (道路・街路事業と同一)

- ・基本的考え方

施行地区の都市計画道路の整備に要する費用と道路の供用後に生じる便益との比により、投資効果を分析する。費用と便益は道路供用後40年間推計し、現在価値化する。

- ・推計方法の概要

便益 = 時間便益 + 走行便益 + 事故減少便益

「時間便益」：道路整備による走行時間短縮を賃金率等で金銭評価

「走行便益」：走行円滑化による燃費向上等に伴う走行経費節約を推計

「事故減少便益」：道路整備により交通事故件数が減少し、事故の社会費用が減少する効果を評価 (事故の社会費用は事故に伴う人的・物的損害等を保険統計等をもとに推計)

費用 = 事業費 + 維持管理費

#### 2) 都市再生区画整理事業

- ・基本的考え方

施行地区に投じる費用と、事業がある場合とない場合における施行地区内外にわたる宅地利用価値 (地価) の差分の比により、投資効果を分析する。費用と便益は換地処分後40年間推計し、現在価値化する。

- ・推計方法の概要

便益 = (事業有りの地価 - 事業無しの地価) × 面積

「地価」：地価関数 (変数：公共用地率、前面道路幅員等) により算出

「面積」：施行地区内と施行地区外の一定の区域の合計

費用 = 事業費 + 維持管理費 + 用地費

「用地費」：公共用地の増加分相当

#### 4. 阪神・淡路大震災の震災復興土地区画整理事業

平成7年1月17日に阪神・淡路地域を襲った震度7の都市直下型大地震により、建築物の倒壊、焼失等集中的な被害を受けた被災市街地について、土地区画整理事業を活用した早期復興を図るため、以下の措置を講じている。

- ① 「被災市街地復興特別措置法」を制定し、被災市街地復興のための新しい都市計画制度として「被災市街地復興推進地域」を創設するとともに、推進地域内において行う土地区画整理事業については、住宅の供給を促進するための換地の特例等を規定。
- ② 土地区画整理事業に対する補助制度の拡充
  - ・ 一般会計補助において、被災市街地復興土地区画整理事業については、仮設住宅等の整備の補助対象化、公共用地確保に対する補助を拡充し、補助率についても拡充（1/3→1/2）
  - ・ 社会資本整備事業特別会計（道路整備勘定）補助において、被災市街地復興推進地域内の地区については、面積要件を緩和（5ha以上→2ha以上）し、補助の対象についても拡充（対象となる道路の幅員について、12m以上→8m以上）。そのうち阪神・淡路大震災に係る地区については、さらに補助の対象を追加（一定の要件を満たす幅員6m以上の道路）。
- ③ 土地区画整理事業に係る税制上の優遇措置（減価買収に係る5,000万円特別控除の適用要件緩和等）

阪神・淡路大震災に係る震災復興土地区画整理事業については、20地区において工事着手しており、このうち15地区の事業が完了している。その他施行中の地区についても、概ね仮換地指定が済んでおり、順次移転及び工事を実施しているところである。

◇ 阪神・淡路大震災に係る震災復興土地地区画整理事業 ◇

平成19年8月1日現在

| 都市名          | 都市計画     | 事業地区名      | 施行者  | 施行面積    | 備考 |
|--------------|----------|------------|------|---------|----|
| 神戸市          | 新長田・鷹取   | 鷹取東第一地区    | 神戸市  | 8.5ha   | 完了 |
|              |          | 鷹取東第二地区    | 神戸市  | 19.7ha  |    |
|              |          | 新長田駅北地区    | 神戸市  | 59.6ha  |    |
|              | 御菅       | 御菅東地区      | 神戸市  | 5.6ha   | 完了 |
|              |          | 御菅西地区      | 神戸市  | 4.5ha   | 完了 |
|              | 松本       | 松本地区       | 神戸市  | 8.9ha   | 完了 |
|              | 六甲道駅西    | 六甲道駅西地区    | 神戸市  | 3.6ha   | 完了 |
|              |          | 六甲道駅北地区    | 神戸市  | 16.1ha  | 完了 |
|              | 森南       | 森南第一地区     | 神戸市  | 6.7ha   | 完了 |
|              |          | 森南第二地区     | 神戸市  | 4.6ha   | 完了 |
|              |          | 森南第三地区     | 神戸市  | 5.4ha   | 完了 |
|              | 湊川町1・2丁目 | 湊川町1・2丁目地区 | 組 合  | 1.5ha   | 完了 |
|              | 神前町2丁目北  | 神前町2丁目北地区  | 組 合  | 0.5ha   | 完了 |
| 芦屋市          | 西部       | 西部第一地区     | 都市機構 | 10.3ha  | 完了 |
|              |          | 西部第二地区     | 芦屋市  | 10.7ha  | 完了 |
|              | 中央       | 芦屋中央地区     | 都市機構 | 13.4ha  | 完了 |
| 西宮市          | 西宮北口駅北東  | 西宮北口駅北東地区  | 西宮市  | 31.2ha  |    |
|              | 森具       | 森具地区       | 西宮市  | 10.5ha  | 完了 |
| 尼崎市          | 築地       | 築地地区       | 尼崎市  | 13.7ha  |    |
| 淡路市          | 富島       | 富島地区       | 淡路市  | 20.9ha  |    |
| 被災市街地復興推進地域計 |          | 20地区       |      | 255.9ha |    |



## (参考-1) 都市関係予算総括表

(単位:百万円)

| 区 | 分                 | 20年度要求額(A) |            | 前年度(B)    |           | 倍率(A/B)  |          |
|---|-------------------|------------|------------|-----------|-----------|----------|----------|
|   |                   | 事業費        | 国費         | 事業費       | 国費        | 事業費      | 国費       |
| 下 | 水道事業              | ( 53,440 ) | ( 27,981 ) | 1,245,801 | 651,662   | ( 1.16 ) | ( 1.15 ) |
|   |                   | 1,393,422  | 720,087    |           |           | 1.12     | 1.11     |
| 都 | 市公園事業             | ( 11,894 ) | ( 5,178 )  | 215,631   | 110,349   | ( 1.15 ) | ( 1.15 ) |
|   |                   | 237,136    | 121,936    |           |           | 1.10     | 1.11     |
| 都 | 市環境整備事業           | ( 46,537 ) | ( 18,300 ) | 1,035,392 | 344,553   | ( 1.18 ) | ( 1.22 ) |
|   |                   | 1,176,072  | 403,250    |           |           | 1.14     | 1.17     |
| 市 | 街地再開発事業等          | ( 16,799 ) | ( 6,000 )  | 109,661   | 20,781    | ( 1.32 ) | ( 1.32 ) |
|   |                   | 128,413    | 21,401     |           |           | 1.17     | 1.03     |
| 都 | 市再生推進事業等          | ( 4,138 )  | ( 2,000 )  | 32,776    | 17,757    | ( 1.77 ) | ( 1.93 ) |
|   |                   | 53,893     | 32,253     |           |           | 1.64     | 1.82     |
| ま | ちづくり交付金           | ( 25,000 ) | ( 10,000 ) | 612,000   | 243,000   | ( 1.20 ) | ( 1.19 ) |
|   |                   | 710,000    | 278,000    |           |           | 1.16     | 1.14     |
| 都 | 市開発資金             | < 241 >    |            | < 225 >   |           | < 1.07 > |          |
|   |                   | 18,014     | 0          | 14,061    | 0         | 1.28     | —        |
| 独 | 立行政法人都市再生機構       | 116,917    | 10,600     | 139,961   | 10,600    | 0.84     | 1.00     |
| 民 | 間都市開発推進機構         | 23,545     | 196        | 21,244    | 220       | 1.11     | 0.89     |
| 都 | 市水環境整備事業          | 105,289    | 51,537     | 88,251    | 43,776    | 1.19     | 1.18     |
| 緑 | 地環境整備総合支援事業       | ( 600 )    | ( 300 )    | 13,263    | 5,369     | ( 1.24 ) | ( 1.23 ) |
|   |                   | 15,842     | 6,293      |           |           | 1.19     | 1.17     |
| 補 | 助率差額              | —          | 770        | —         | 850       | —        | 0.91     |
| 都 | 市再生推進事業(道路環境整備)   | 4,400      | 2,200      | 4,400     | 2,200     | 1.00     | 1.00     |
| 土 | 地区画整理事業資金融資(住宅対策) | 12,788     | 0          | 10,682    | 0         | 1.20     | —        |
|   | 計                 | 2,819,418  | 1,245,273  | 2,507,506 | 1,106,564 | 1.12     | 1.13     |
| 街 | 路事業               | ( 876 )    | ( 453 )    | 829,780   | 457,348   | ( 1.13 ) | ( 1.12 ) |
|   |                   | 936,821    | 512,368    |           |           | 1.13     | 1.12     |
| 街 | 路事業               | ( 300 )    | ( 165 )    | 612,158   | 336,839   | ( 1.14 ) | ( 1.13 ) |
|   |                   | 696,836    | 379,558    |           |           | 1.14     | 1.13     |
| 土 | 地区画整理事業           | ( 200 )    | ( 100 )    | 180,244   | 100,320   | ( 1.11 ) | ( 1.10 ) |
|   |                   | 198,971    | 110,423    |           |           | 1.10     | 1.10     |
| 市 | 街地再開発事業等          | ( 376 )    | ( 188 )    | 34,832    | 19,049    | ( 1.12 ) | ( 1.13 ) |
|   |                   | 38,504     | 21,247     |           |           | 1.11     | 1.12     |
| 街 | 路交通調査             | 2,510      | 1,140      | 2,546     | 1,140     | 0.99     | 1.00     |
| 都 | 市再生事業資金貸付金        | 0          | 0          | 420       | 210       | —        | —        |
| 連 | 続立体交差事業資金貸付金      | 400        | 200        | 400       | 200       | 1.00     | 1.00     |
|   | 計                 | ( 876 )    | ( 453 )    | 830,600   | 457,758   | ( 1.13 ) | ( 1.12 ) |
|   |                   | 937,221    | 512,568    |           |           | 1.13     | 1.12     |

- (注)1. 20年度要求額の上段( )外書は、重点施策推進要望であり、倍率の上段( )書は、重点施策推進要望を加えた倍率である。。
2. 下水道事業には、本表のほかに内閣府一括計上の地域再生基盤強化交付金(汚水処理施設整備交付金)がある。
3. 市街地再開発事業等には、先導型再開発緊急促進事業及び暮らしにぎわい再生事業を含む。
4. 都市再生推進事業等には、都市防災推進事業、都市・地域交通戦略推進事業及び都市開発事業調査を含む。
5. 都市開発資金の上段( )内書は、都市公園事業の再計上のため、集計は差し引いて計上している。
6. 独立行政法人都市再生機構には、住宅局との共管分を含む。
7. 都市水環境整備事業には、下水道関連公共施設整備促進事業及び特定治水施設整備事業を含む。
8. 補助率差額は、都市水環境整備事業分である。

## (参考-2) 道路関係予算総括表

(単位:百万円)

| 区 分                         | 20年度要求額(A)    |             | 前年度(B)        |             | 倍率(A/B)  |          |
|-----------------------------|---------------|-------------|---------------|-------------|----------|----------|
|                             | 事業費           | 国 費         | 事業費           | 国 費         | 事業費      | 国費       |
| 一 般 道 路                     | 4,941,034     | 3,125,655   | 4,391,143     | 2,776,724   | 1.13     | 1.13     |
| 高 速 国 道                     | 200,000       | 167,564     | 200,000       | 168,416     | 1.00     | 0.99     |
| 一 般 国 道                     | 2,262,305     | 1,512,551   | 1,958,485     | 1,301,401   | 1.16     | 1.16     |
| 直 轄                         | 1,857,958     | 1,295,945   | 1,598,705     | 1,108,676   | 1.16     | 1.17     |
| 補 助                         | 404,347       | 216,606     | 359,780       | 192,725     | 1.12     | 1.12     |
| 地 方 道 路                     | 640,037       | 362,784     | 574,306       | 328,781     | 1.11     | 1.10     |
| 街 路                         | 935,187       | 511,681     | 827,234       | 456,208     | 1.13     | 1.12     |
| 雪 寒                         | 89,996        | 60,093      | 88,201        | 58,878      | 1.02     | 1.02     |
| 機 械                         | 15,896        | 10,844      | 15,826        | 10,752      | 1.00     | 1.01     |
| 調 査                         | 30,086        | 28,237      | 34,474        | 32,603      | 0.87     | 0.87     |
| 交 通 安 全                     | 592,293       | 348,521     | 516,132       | 301,074     | 1.15     | 1.16     |
| 道 路 交 通 環 境 改 善 等           | 9,344         | 4,647       | 9,336         | 4,647       | 1.00     | 1.00     |
| 補 助 率 差 額 等                 | —             | 31,097      | —             | 26,266      | —        | 1.18     |
| 独 立 行 政 法 人 交 付 金           | 3,171         | 3,171       | 3,233         | 3,233       | 0.98     | 0.98     |
| 道 路 関 係 社 会 資 本             | 162,719       | 84,465      | 163,916       | 84,465      | 0.99     | 1.00     |
| ( 地 方 道 路 整 備 臨 時 交 付 金 )   | ( 1,282,010 ) | ( 709,900 ) | ( 1,280,085 ) | ( 709,900 ) | ( 1.00 ) | ( 1.00 ) |
| 有 料 道 路                     | 1,362,521     | 113,158     | 1,434,337     | 116,270     | 0.95     | 0.97     |
| 東 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社       | 285,387       | 0           | 326,486       | 0           | 0.87     | —        |
| 中 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社       | 441,166       | 0           | 468,952       | 0           | 0.94     | —        |
| 西 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社       | 263,051       | 0           | 272,258       | 0           | 0.97     | —        |
| ( 上 記 3 会 社 小 計 )           | ( 989,604 )   | ( 0 )       | ( 1,067,696 ) | ( 0 )       | ( 0.93 ) | ( — )    |
| 首 都 高 速 道 路 株 式 会 社         | 178,100       | 17,250      | 167,520       | 17,446      | 1.06     | 0.99     |
| 阪 神 高 速 道 路 株 式 会 社         | 81,531        | 9,400       | 86,380        | 10,950      | 0.94     | 0.86     |
| 本 州 四 国 連 絡 高 速 道 路 株 式 会 社 | 8,666         | 53,333      | 9,083         | 53,333      | 0.95     | 1.00     |
| 地 方 道 路 公 社                 | 97,290        | 29,510      | 95,866        | 30,645      | 1.01     | 0.96     |
| 道 路 開 発 資 金 等               | 7,330         | 3,665       | 7,792         | 3,896       | 0.94     | 0.94     |
| 道 路 整 備 等 計                 | 6,303,555     | 3,238,813   | 5,825,480     | 2,892,994   | 1.08     | 1.12     |
| 道 路 整 備                     | 4,575,055     | 2,243,733   | 4,300,234     | 2,018,521   | 1.06     | 1.11     |
| 道 路 環 境 整 備                 | 1,728,500     | 995,080     | 1,525,246     | 874,423     | 1.13     | 1.14     |
| ( 重 点 施 策 推 進 要 望 )         | ( 154,216 )   | ( 98,524 )  | ( — )         | ( — )       | —        | —        |

- (注)1. 一般道路の各計数の中には、地方道路交付金事業で実施する分(見込値)を含む。  
2. 一般道路の各計数の中には、道路環境整備で実施する分を含む。  
3. 有料道路の前年度各区分の計数には、NTT-A型事業を含む。  
4. 道路交通環境改善等の計数には、道路交通環境改善事業、結節点環境改善事業及び沿道整備融資を計上している。  
5. 道路関係社会資本の計数には、河川等関連地域物流連携道路事業、住宅市街地関連道路環境改善事業及び都市再生関連道路交通円滑化事業を計上している。  
6. 各高速道路株式会社の事業費については、建設利息を含む。  
7. 首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社の国費は、機構法第12条第1項第4号に基づいて、機構が政府から受ける出資金を財源として、それぞれ首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社の新設又は改築に要する費用の一部として無利子で貸し付ける額を計上している。  
8. 本州四国連絡高速道路株式会社の国費は、機構法第6条第3項に基づいて、機構が政府から受ける出資金を計上している。  
9. 本表のほかに、道路特定財源を活用した関連施策として、ETCの普及促進(国費55億円)、低公害車普及促進(国費25億円)、まちづくり交付金(国費1,708億円)、道整備交付金(国費175億円を内閣府に計上)、地域自立・活性化事業交付金(国費85億円)等に係る経費がある。